

令和3年度 確定給付企業年金監査結果（主な指摘事項）

項番	大区分	指 摘 内 容
1	加入者	加入者に対する業務概況の周知について、周知は実施されているものの、その内容が不足していることから、確定給付企業年金法施行規則第87条に基づき、全ての事項について毎事業年度1回以上加入者へ周知させること。
2		業務概況の周知について、加入者に対し実施されていなかったことから、確定給付企業年金法第73条及び同法施行規則第87条に基づき、毎事業年度1回以上加入者へ周知させること。また、周知事項については、同法施行規則第87条第1項に規定された全ての内容を周知させること。
3		資格喪失した加入者等への説明が実施されているか。
4	給付	給付の裁定請求時に確定給付企業年金法施行規則第33条に基づく生年月日を証する書類の添付を求めること。
5	代議員及び理事	理事長代理について、規程等で定めておくこと。
6		代議員会に関する費用については、代議員会費に計上すること。
7		常務理事との労働・社会保険諸法令に基づく委託契約については、代議員会の審議を経て、役員報酬等での支払いに見直すこと。
8		基金の役員の変遷については、詳細に記録しておくこと。
9		代議委員会で審議された事項等について、代議員に選定されていない事業主を含めた全ての事業主への情報提供を適切に行うこと。
10	資産運用	積立金の運用に関する基本方針を作成すること。
11		政策的資産構成割合を策定すること。
12		積立金の運用に関する基本方針については、法令に規定されている事項を定めること。
13		資産運用については、運用の基本方針及び統合的な運用方針を策定し、当該基本方針等に沿って運用すること。
14		特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに基づき、取扱規程等を作成すること。
15		特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに基づき、基本方針を策定すること。

16	個人情報保護	「個人番号を取り扱う事務の範囲」及び「個人番号を取り扱う事務において使用する特定個人情報等の範囲」を規程等で明確化すること。
17		個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインに基づき、個人データを取り扱う従事者に対し、個人データの取扱いについての研修を実施すること。
18		個人情報を保存しているシステムと直接作業を行うパソコン等はインターネットとは物理的又は論理的に分離すること。
19		個人データをUSBメモリ等により他のパソコンや外部に持ち出す場合は、暗号化・パスワードの設定等を必ず行うこと。
20		個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインに基づき、個人データを取り扱う従業者が複数いる場合は、責任者とその他の者を規程等で区分すること。
21	その他	出納担当者の業務及び責任の範囲を明確にすること。
22		規約で定める効力日現在の労働協約に基づき、業務を行うこと。
23		個人情報を取り扱う業務に応じて適切なアクセス権限を付与すること。
24		事業主の住所及び実施事業所の所在地を変更したときは、遅滞なく規約変更の届け出をすること。